

屋外広告物の許可申請は郵送でも受け付けています

川口市では平成19年に「川口市屋外広告物条例」を策定し、屋外広告物を表示・設置する場合は、許可申請が必要となっております。(適用除外にあたる場合を除く)

申請書の提出については、窓口での提出に限らず、郵送でも受け付けています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、及び申請内容の確認に時間を要するため、郵送での提出を推奨しております。

郵送での申請・届出を受け付けているものは以下のとおりです。

申請・届出の種類	返信用封筒有無	手数料有無
屋外広告物表示許可申請（新規・更新）	○	○
屋外広告物変更・改造許可申請	○	○
変更届出	—	—
除却届出	—	—
滅失届出	—	—
特例屋外広告業登録届出	○	—
特例屋外広告業変更届出	—	—
特例屋外広告業廃止届出	—	—
屋外広告業登録	○	○
屋外広告業変更届出	—	—
屋外広告業廃止届出	—	—

※返信用封筒は切手を貼った状態でお送りください。

※手数料の納付は納付書による支払い、窓口、現金書留になります。納付書による支払いをご希望の場合は、副本等の返信用封筒とは別に、納付書の返信用封筒も同封してください。

※返信用封筒が「—」の場合でも、控えが必要な場合は副本と返信用封筒を同封してください。

郵送先

〒332-8601

埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所 都市計画課 計画推進係 あて

申請の様式等は川口市ホームページよりダウンロードして下さい。

提出書類に不備や不明点があった場合、確認のご連絡をさせていただくことがありますので、ご担当者様のご連絡先の明示（電話番号、メールアドレス等）も併せてお願いいたします。

また、メールでの事前相談も受け付けておりますので、不明点がありましたら、下記アドレスまで資料をお送りいただき、ご相談ください。

メールアドレス：120.02010@city.kawaguchi.saitama.jp

【問い合わせ先】 都市計画課 計画推進係 電話 048-242-6333（直通）